

## 令和5年度（2023年度）第12回教育委員会（3月定例会）議事録

- 1 日時 令和6年（2024年）3月12日（火）  
午前10時15分から午後1時20分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 白石 伸一  
委員 木之内 均  
委員 田口 浩継  
委員 西山 忠彦  
委員 三淵 浩  
委員 園田 恭子

### 4 議事等

#### （1）議案

- 議案第1号 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 文化財の指定について
- 議案第4号 県立高等学校入学者選抜制度改革に係る新制度の概要について
- 議案第5号 令和6年度（2024年度）教育庁及び教育機関（学校を除く。）の役付職員の人事について
- 議案第6号 令和6年度（2024年度）県立学校長の人事について
- 議案第7号 令和6年度（2024年度）市町村立学校長の人事について
- 議案第8号 教職員の懲戒処分について
- 議案第9号 教職員の懲戒処分について

#### （2）報告

- 報告（1） 「懲戒処分の指針」の改正について
- 報告（2） 半導体理解促進ガイドブックの作成について
- 報告（3） 熊本県立八代中学校における国際バカロレア（IB）MYP候補校の認定について

### 5 会議の概要

#### （1）開会（10:15）

教育長が開会を宣言した。

#### （2）会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第5号から議案第9号までは、人事案件のため非公開とした。

#### （3）議事日程の決定

教育長の発議により、議案第1号から議案第4号まで、報告（1）から報告（3）までを公開で審議し、非公開で議案第5号から議案第9号までを審議した。

#### (4) 議事

- 議案第1号 熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

##### 学校人事課長

議案第1号「熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

資料2ページを御覧ください。規則の概要です。本規則の改正については、天草拓心高等学校実習船の機関長について、職の格付けを一般職員から役付職員に見直すことに伴い、規則改正を行うものです。

これは、安定的な実習船船員の確保を目的として、船員の処遇改善について検討を行ったところ、機関長の職務が役付職員に相当すると認められたことから、見直しを行うものです。

なお、次のページ以降に、規則の公布文及び新旧対照表を掲載しています。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

##### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

##### 教育長

具体的に格付けをどう変えたのか説明をお願いします。

##### 学校人事課長

格付けについては、別途人事委員会規則の改正になりますので、人事委員会と協議をしていますが、格付けの見直しが実現すると、現在、機関長は主事級となっていますが、そこから係長級まで上がり、係長級の給与が支給されるといった見直しが行われることとなります。

##### 教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

##### 教育長

ありがとうございます。

- 議案第2号 熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

##### 学校人事課長

議案第2号「熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

資料2ページを御覧ください。規則の概要です。本規則の改正については、熊本県立ゆうあい中学校の開校に伴い、夜間学級の業務に従事する技能労務職員について、定時制高校の業務に従事する技能労務職員と同様、特殊勤務手当である「夜間定時制等勤務手当」の支給対象とするよう規則改正を行うものです。

なお、次のページ以降に、規則の公布文及び新旧対照表を掲載しています。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

##### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

##### 教育長

よろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

**教育長**

ありがとうございます。

### ○議案第3号 文化財の指定について

**文化課長**

文化課です。議案第3号「文化財の指定について」説明します。

資料の1ページを御覧ください。提案理由ですが、文化財の指定については、関係条例等の規定により、教育委員会に付議する必要があるため、お諮りするものです。

2ページをお願いします。令和6年(2024年)2月8日に開催した県文化財保護審議会において、下記のとおり「中山手永における石橋群附石碑2基」「野原八幡宮祭事簿」「鹿目の滝」を県の文化財に指定するよう答申が出されています。

それでは、各文化財の概要について説明します。8ページを御覧ください。1件目は「中山手永における石橋群附石碑2基」です。種別は重要文化財(建造物)、所在地は上益城郡美里町及び宇城市、所有者は美里町と宇城市です。年代は文政11年(1828年)から天保3年(1832年)です。

本石橋群は、江戸時代末期に中山手永において一括して架橋された石橋群で、馬門橋・二俣渡・二俣福良渡・三由橋・山崎橋・薩摩渡の6基からなります。

永青文庫所蔵の「町在」によると、中山手永は交通の要衝でありながら、河川が増水する度に通行に苦慮する地域であったとされ、惣庄屋であった小山喜十郎によって、6基の石橋と1基の荒子橋が造られたことが分かっています。これらの架橋により往来が改善され、物流も盛んになったとされます。現在は、当時架橋された7基のうち6基が残っています。いずれも阿蘇溶結凝灰岩を用いて造られた石造単アーチ橋で、県内初期段階のものと考えられます。乱積みの壁石や簡素な高欄などに熊本系の石橋の特徴が見られます。また、馬門橋と山崎橋の近くには、関連する石碑も残っています。江戸時代末期に交通インフラ整備の一環として中山手永によって一括して整備された石橋群で、古文書記載の石橋6基が群として現地に残る非常に稀な文化財です。11ページには、指定の対象となる石橋の写真を掲載しています。

13ページを御覧ください。2件目は「野原八幡宮祭事簿」です。種別は重要文化財(古文書)、所在地は荒尾市、所有者は個人です。年代は建長4年(1252年)から明治35年(1902年)です。

本古文書は、野原八幡宮の祭礼記録で、中世の野原荘にあった西郷という地域を中心に記録が残っています。紙質や筆跡等の変化から、長い年月にわたって書き継がれてきたことが分かる史料です。

鎌倉時代から明治時代にかけて651年間という長期にわたる記録は県内に類例がなく、全国的にも珍しい記録です。また、長い間社会の変化に対応しながら存続してきた祭礼の記録として貴重です。

14ページを御覧ください。3件目は「鹿目の滝」です。種別は名勝、所在地は人吉市、所有者・管理者は県及び人吉市です。指定面積は滝とその周辺地域を含めた約22ヘクタールです。

本滝群は、球磨川水系の鹿目川及びその支流に懸かる滝群で、雄滝・雌滝・平

滝の3本からなり、別名「鹿目八重滝」とも言われます。鹿目の滝は、安政2年（1773年）に作成された「球磨絵図」に記載が見られ、江戸時代中期には景勝地として認識されていたことが分かります。明治時代以降も「人吉繁昌記」をはじめ滝に関する記述が多く見られます。また、人吉市立西瀬小学校の校歌にも歌われています。3本の滝は、いずれも柱状節理が発達した鹿目川玄武岩の崖面に懸かり、雄滝と雌滝には滝壺が形成されています。現地では、黒い断崖を一直線に落水する勇壮な雄滝、2段の崖面を水が複雑に流れる優美な雌滝、川幅一杯に広がって緩やかに流れ落ちる平滝と三様の景色が見られます。近世期から熊本を代表する景勝地として認識されてきた名瀑で、雄滝・雌滝・平滝それぞれが異なる趣を示す観賞上の価値は極めて高いと言えます。16ページには指定の対象となる滝の写真を掲載しています。

このように、県指定候補である3件の文化財は、いずれも本県を代表するものであり、指定に値するものです。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

### 園田委員

非常にすばらしい文化財がたくさんあると感心しましたが、指定されたことによって、今後どのような手厚い保護が図られていきますか。

### 文化課長

保護については、まず指定されると、文化財によって若干違いはありますが、例えば建造物ですと、修復が必要になった際に県の補助などを受けられることになります。

古文書については、現在個人所有ですので、今後、所有者及び該当市と協力しながら、しかるべき保護の在り方について検討していきたいと考えています。

### 教育長

滝はどうですか。

### 文化課長

滝については、例えば、環境整備として滝近くまで行くことができるような遊歩道の整備、あるいは崖面が少し崩れたときなどは、岩盤の補修に係る補助があります。

### 田口委員

熊本県内にいろいろな保護すべきものがあるというのが理解できました。

1つ質問です。県文化財保護審議会の仕事に関わるかもしれませんが、どのような形で重要な文化財を見つけて、どのように審議して文化財に指定するのか、大まかな流れについて教えていただければと思います。なぜかと言いますと、私たちが見落としている本当に大事な文化財がもっとたくさんあるのではないか、それをどのような形で見つけて保護していくかということに関わってくると思い、質問しています。よろしく申し上げます。

### 文化課長

指定に至るまでの大まかな流れについての御質問だと思いますが、実は、指定候補となっている文化財がこのほかにも多数あります。もちろん委員御指摘のように、候補にも挙がっていないような文化財もあります。常日頃から文化課職員をはじめ、市町村の文化財担当課もありますので、その地域にある文化財の把握に努めています。文化財の指定には段階があり、市町村指定・県指定・国指定・

国登録と様々ありますが、基本的には市町村指定文化財の中から、更に価値の高いものを県指定や国指定を目指していくといった方向になるのが一般的だと思います。

やり方としては、文化課担当職員と県文化財保護審議会委員が連携して、まず対象となる文化財の調査を行います。調査の結果を価値付けという形で取りまとめ、その価値が県指定に値すると認められれば、審議会に諮問し、答申を得て教育委員会にお諮りをするというのが大まかな流れです。文化財の価値付けはものにもよりますが、1年で終わるものもあれば、2年がかり、それ以上時間がかかるようなものも多数あります。

**田口委員**

ありがとうございました。

**教育長**

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

**教育長**

ありがとうございます。

○議案第4号 県立高等学校入学者選抜制度改革に係る新制度の概要について

**高校教育課審議員**

県立高等学校入学者選抜の新制度の概要素案については、昨年12月から今年1月にかけてパブリック・コメントを行い、先週3月5日に、いただいた御意見に対する県の考え方を県のホームページで公表したところです。

本案は、パブリック・コメントでいただいた御意見を踏まえた概要案になります。

はじめに、2ページの「1 制度改革の経緯と改善の趣旨」を御覧ください。令和5年(2023年)3月、外部有識者による入試制度検討委員会から、入試の改善の方向性について、点線で囲んだ①～④を中心とした提言をいただきました。提言では、中学校でしっかりと学ぶ環境・時間を確保し、子どもたちの学びを保障した上で、高校での学びにつなぐことが重要であることが示され、この点を今回の制度改革の柱として、新制度案を検討してきました。

「2 新制度の概要」については、3ページの別紙1を御覧ください。上段に記載のとおり、新制度では、現行の前期(特色)選抜と後期(一般)選抜を一本化した「A日程」と現行の二次募集に当たる「B日程」を設けます。また、「A日程」では、1回の受検で「特色選抜」と「一般選抜」を実施します。

「A日程」の内容を御覧ください。「A日程」の時期については、3月上旬を予定していますが、後ほど詳しく説明します。また、枠内の上から3点目に記載のとおり、各選抜の募集人員は、県が定めた範囲で各高校が設定します。次に、4点目に記載のとおり、全受検生が5教科の学力検査を受検した上で、学科・コースによっては「特色選抜」に係る検査として、面接や実技等の独自検査を受検します。

なお、検査は、1日目に5教科の学力検査を行い、独自検査も含めて2日間で実施することとしています。

パブリック・コメントでは、入試の実施時期について、県立高校の入試を一本化して3月上旬に実施することで、私立高校の受検者が増加するのではないかと

いった御意見や、私立と公立の合格決定の日程に差があり過ぎるといった御意見がありました。外部有識者の提言でも示されましたとおり、中学生が進路についてじっくり考え、しっかり学ぶ期間を確保するため、適切な入試時期を設定することが必要であると考えています。

そのため、入試の実施時期については、日程の差が大きくなりすぎないように、現在、私立高校と協議を進めていますが、入試の実施時期についていただいた御意見のうち、その2件を反映し、資料の〈A日程〉の実施時期「3月上旬」の後に、「私立高校と日程調整を行い、改めて令和6年度中に決定する」と明記しています。

次に「B日程」について、現行の二次募集に当たる「B日程」は、3月中旬または下旬に、A日程の選抜で合格者数が募集定員に満たない学科・コースにおいて実施します。

4ページの別紙2は、現行の入試制度と新制度を比較したものです。新制度の詳細を記載していますので、別紙1と併せて適宜御参照ください。

次に、「A日程」の各選抜のポイントについて、5ページの資料で御説明します。これは、新制度の選抜の内容を分かりやすく示すためにイメージとして添付しているものです。

はじめに「特色選抜」についてです。「特色選抜」の枠囲みに記載のとおり、本選抜は、現行の前期（特色）選抜の考え方を継承するものです。5教科の学力検査及び調査書に加えて、学科・コースごとに、面接や実技等の独自検査や、特定の教科の配点を高くする傾斜配点を行うことにより、受検生の学科・コースへの適性や意欲等をはかります。

次に、「一般選抜」についてです。「一般選抜」の枠囲みに記載のとおり、本選抜は、現行の後期（一般）選抜の選抜方法を継承するものです。5教科の学力検査の得点と調査書によって、中学校の学習の成果をはかります。

「B日程」の内容についても、5ページの下段のイメージのとおり、各高校が定め、あらかじめ公表します。

なお、パブリック・コメントでは、入試が一本化されることによって、子どもたちにプレッシャーや負担がかかり、正しい進路選択ができるのか疑問であるといった御意見がありました。

この御意見を踏まえ、子どもたちが進路についてじっくり考えて受検先の選択ができるよう、高校ごとの詳細な選抜内容については、このイメージのような資料をあらかじめ公表するとともに、中学校の進路指導担当者に新制度の内容をしっかりと周知したいと考えています。

最後に、2ページにお戻りください。「3 新制度の実施時期」についてです。新制度による入試は、現在の小学校6年生が対象となる2027年度（令和9年度）入試から実施します。

次に、「4 今後のスケジュール」についてです。令和6年度（2024年度）から、新制度の周知及び実施要項等の作成を開始していきます。

「県立高等学校入学者選抜制度改革に係る新制度の概要について」の資料の説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

## 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

## 園田委員

新しい入試制度の日程ですが、今まで2日間にわたって入試が行われ、1日

目に3教科、2日目に2教科だったものが、1日目に5教科全て行うということですよ。午前中に3教科、午後に2教科ということですか。

2日間にわたる入試のときは、1日で終われば良いという気持ちもあったのですが、それが1日になったときに、子どもたちに負担感があるのではないかと思ったのですが、その検証はどうですか。

#### 高校教育課審議員

委員御指摘のとおり、今までは1日目に3教科、2日目に2教科を行っていました。独自検査が2日目に入ってくる関係で、1日目に5教科の検査を行うということになり、確かに1日での負担は高くなると思います。

しかし、現在も私立高校では1日で5教科行われている現状もあります。今と比べれば1日の負担はありますが、逆に先ほど言われたように、1日で終わるといった面もあります。

また、制度改革に加えて、入試問題をどうするか、現在の入試問題のままにするのかといったことも踏まえながら、できる限り負担にならないように考えていきたいと思っています。

#### 園田委員

ありがとうございます。

#### 西山委員

5ページの選抜内容は、非常に分かりやすく書いていただけるものだと思います。令和9年度（2027年度）からこの入試が始まりますが、いつ頃この選抜内容が開示されますか。常時開示されているものですか。

#### 高校教育課審議員

勉強して準備をする関係もありますので、できる限り早く開示したいと思っています。来年の中学1年生が対象になるため、最低でも生徒が中学1年生から中学2年生になる頃には公表し、それを目指して勉強できるような形にしていきたいと考えているところです。

#### 西山委員

もう1点です。今の流れで、各高校のホームページに載るようなイメージを持っていました。例えば、令和8年度（2026年度）の入試が終わったら、令和9年度（2027年度）の入試はこのような選抜、令和9年度（2027年度）が終わったら、令和10年度（2028年度）の内容はこのような選抜であるといったように、大きくは変わらないと思いますが、年々少しずつ変わるような気がします。そのような形ではないですか。

#### 高校教育課審議員

基本的に大きな制度変更でなければ、前の年の入試が終わったら、次の年の入試の内容を出すというような形で進めています。今回は大きな制度変更なので、初めて受検する生徒のためには早めに出して、その後はマイナーチェンジを毎年毎年重ねていくような形で進めていくべきと思っています。

また、一本化した入試で同じような形を取られている他県では、このイメージ図に当たるものを県でまとめて全校分をホームページに掲載し、学校ごとでも掲載している状況です。

#### 西山委員

分かりました。

#### 園田委員

新しい入試制度についてはまだ公表はされていませんか。私の子どもの学校で、

入試制度が変わるといった話を聞きました。既に予告がされているのかと思ったところです。

#### 高校教育課審議員

1年前の3月に有識者から提言をいただいております。提言の中で入試を一本化することやしっかり学ぶ時間を確保するということが新聞等でも取り上げられていますので、御存じの方も多いのではないかと思えます。

#### 園田委員

ありがとうございます。

#### 田口委員

資料の3ページにある「※」の私立高校と日程調整を行うというところですが、今回の改訂の趣旨を生かすためには、できる限り私立高校の方も入試時期を遅くしていただければということだと思いますが、私立高校も事情があって受け入れられないことが想定されます。

これから私立高校との交渉の中で、想定されていることがあれば教えてください。例えば、これぐらいまでであれば早めることができるといったことや、これ以上はできないといったことなどの想定があれば教えてください。

#### 高校教育課審議員

現在、私立高校の校長会や協会と話をしているところです。基本的には、県立高校に推薦入試や前期選抜が入る前の形をイメージしています。その頃は、2月上旬に私立高校の推薦や専願入試があり、2月中旬以降に私立高校の一般入試、その後3月に県立高校の入試を行っていました。そのイメージを持って、現在私立高校と協議をしているところです。私立高校もそれを踏まえて、現在調整に当たられていると考えています。

#### 田口委員

私立高校によっては、それを受け入れやすいところと受け入れにくいところがあると思います。前回の会議でもありましたが、県北の方になると、福岡県との兼ね合いも出てくるという御意見もありましたが、ある程度私立高校でも時期を一本化するが、どうしてもそれができない私立高校があったとしても、それは仕方ないものとするということに落ち着きますか。

#### 高校教育課審議員

個々の私立高校の状況までは、現在把握できていませんが、状況を見せていただき、話し合いながら決定することになると思います。日程調整が1校でもできないならだめ、何校までなら良いといったことまでは、想定していないところです。併願がありますので、ある程度私立学校もまとまって動かれるのではないかと思います。

#### 田口委員

ありがとうございます。

#### 三淵委員

パブリック・コメントの内容を見てもいろいろな意見がありますので、皆が一致するということはないだろうと思われ、練るに練られた案だと思います。実際の実施は令和9年度（2027年度）ということで、まだ大分期間がありますが、その間どうするのかといったことや、社会情勢も変わって、今回の改革とは関係ないかもしれませんが、私立高校の授業料は無償になりますか。

以前は、私立高校は公立高校に合格できなかった場合に志望するという感覚があったと思いますが、保護者の受け止めが変わってきている気がします。また、



3年の間にどんどん変わっていくのでないかという気がします。今回の改革には関係ないかもしれませんが、授業料の無償化のことで、あと3年間どのようなことを検討するのか教えてください。

#### 高校教育課審議員

私立高校の授業料の実質無償化については、数年前から行われていて、私立高校への進学者が増える大きな要因になっていると考えています。都道府県によっては、それに上乗せして、所得制限がかかっている方も含めて無償化するようなどころもある状況です。この後3年間ありますので、新制度の周知を進めるとともに、現行の制度の中にも、反映できるところは反映していきたいと考えているところです。

#### 教育長

今回、制度の概要がまず決まるということになります。そして、この制度の枠組の中で、これから各高校が自校の特色を生かした内容を今後1年ほどで検討し、早ければ、その後には各高校の選抜内容の周知を行っていくという流れです。

また、私立高校の授業料の実質無償化が既に進んでいますので、それによって私立と県立の県全体の比率が、昔は7：3ぐらいだったのですが、今は6：4くらいになっていて、特に都市部にその傾向が強く、逆に郡部の方は、定員割れが結構進んでいるという状況があります。その点は、来年度以降、県立高校の魅力化やあり方をどのようにしていくかを検討していくこととなります。

#### 教育長

他はよろしいですか。

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

#### 教育長

ありがとうございます。

#### ○報告（1） 「懲戒処分の指針」の改正について

#### 学校人事課長

学校人事課です。県教育委員会において「懲戒処分の指針」の改正を行いましたので、その内容について報告します。

県教育委員会の懲戒処分の指針は、処分の基準を明確にすることにより、非違行為の防止を図り、県民の教育に対する信頼を確保することを目的に定めているものですが、今回、大きく2点の改正を行っています。

資料1ページを御覧ください。1点目は、「わいせつな行為等に係る事案に関する標準例の整理」です。令和4年（2022年）4月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」において「児童生徒性暴力等」が定義され、被害を受けた児童生徒等の同意や、暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、全て違法行為として定められたところです。

「児童生徒性暴力等」は、児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるとともに、県民の公教育に対する信頼を著しく損なうものであり、断じて許されません。

これらを踏まえ、「児童生徒性暴力等」に係る事案についての具体的な処分量定の決定に当たり、より厳しい姿勢で臨むという意味を「懲戒処分の指針」に反映することにしました。

具体的には、児童生徒等に対するわいせつな行為等に係る事案について標準例の整理を行い、「児童生徒性暴力等」に係る類型を定めました。また、「児童生徒等」及び「児童生徒性暴力等」について新たに定義をし、懲戒処分の対象とする行為についても、刑事事件として有罪となることを要しない旨を明記したところです。

併せて、児童生徒等以外の者に対するわいせつな行為等についても、多様な事例に対応できるよう、量定等を一部変更しました。

改正の2点目ですが、資料3ページをお願いします。「個人情報の取扱いに係る非違行為の一部見直し」です。個人情報の取扱いに係る標準例に、近年の情報機器等の発達により想定される事案にも適切に対応できるよう、漏えいした場合を追加しました。

最後に、施行日については、いずれの改正も令和6年（2024年）4月1日としています。なお、新旧対照表を4ページ以降に、改正後の指針全文を6ページ以降に添付しています。

学校人事課からの報告は以上です。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 西山委員

量定の「免」「免停減」の意味は何ですか。

#### 学校人事課長

「免」は免職で、一番重い処分量定です。次に重い量定が「停職」、その次が「減給」、一番下の量定が「戒告」です。

#### 園田委員

新指針の変更については分かりましたが、わいせつ行為が発覚するまでどのようにして発覚されるのか教えてください。パターンとしては、児童生徒自らか、親からか、若しくは周りからなど、いろいろあると思いますが、なかなか発覚しないものが多いと思います。どのように発覚しているのですか。

#### 学校人事課長

わいせつ行為もいろいろなケースがありますので、その発覚のパターンも様々です。被害を受けた生徒自身から訴えがある場合、親に相談して発覚する場合、あるいは生徒や保護者が学校に相談して学校が把握する場合など、様々なケースがあります。いずれにしても、発覚したら、県教育委員会に報告をあげてもらい、事実確認を行った上で、処分を検討しています。

#### 園田委員

生徒が自分から言いやすい環境を整備してほしいと思います。処分については抑止力にもなりますので、大事なことだと思っています。しかし、自分から言えない子どもも多いと思いますので、その点を手厚くしてもらえればと思います。

#### 教育長

他はよろしいですか。

○報告（2） 半導体理解促進ガイドブックの作成について

#### 高校教育課審議員

報告（2）「半導体理解促進ガイドブックの作成について」です。

お手元にお配りしています冊子を御覧ください。このガイドブックは、半導体

及び半導体関連産業はもとより、産業界全体に対する生徒の理解を深め、将来の地域産業を支える人材育成に寄与することを目的に作成したものです。

大学企業等見学の事前事後指導・探究活動・キャリア教育・進路指導等、様々な学びの場面で活用していただけるよう内容を構成しています。

基本的には、高校生向けとしていますが、中学生や教職員にも活用いただけるものと考えています。

冊子版については、県立高校を対象に配送準備を行っているところです。令和6年度（2024年度）新入生及び教職員に配付予定です。

また、電子版（PDFファイル）についても、県教育委員会及び県立教育センターのホームページへの掲載を本日から開始したところです。

以上、報告します。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 教育長

これは既に、各学校に配付されていますか。

#### 高校教育課審議員

現在、配送準備中です。

#### 教育長

全員に配付するのですか。

#### 高校教育課審議員

令和6年度（2024年度）新入生全員に配付します。

#### 西山委員

大変ありがたいガイドブックだと思います。PDFでも見ることができるとの話がありましたが、動画はないですか。少し話はずれますが、タブレットを各自1台持っている中で、タブレットで動画を見ると、ギガ死になってしまうのではないですか。いろいろなところで動画がある中で、タブレットで動画ばかり見ていると、限界があるのではないですか。また、家庭で動画を見るときWi-Fi環境は、ICTが進む中でどのようになっていますか。

#### 高校教育課審議員

動画については、冊子の最後のページに県労働雇用創生課が作成したYouTube動画にリンクできるようQRコードを掲載しています。15分程度で大変分かりやすい動画になっています。1人1台端末を活用して、学校で動画を見るときは、基本的にWi-Fiを使用しています。

#### 西山委員

自宅で見える場合、どうなりますか。大体Wi-Fi環境はありますか。

#### 教育政策課長

自宅でもタブレットを使った学習をしていただくように環境を整備しています。基本的には、自宅のWi-Fiを使用していただくことが多いですが、Wi-Fi環境がない家庭については、モバイルルータの貸出も行っています。

#### 田口委員

高校生も中学生も興味深く活用できる大変良い資料だと思いました。

1つ気になったのが、12、13ページで6人の先輩を紹介されていますが、6人中女性の方が1人であり、また、その前の8、9ページについても、ジェンダーフリーを考えなければ、このような仕事は男性優位というイメージを与えてしまう可能性があるのではないかと思います。理系女子については、国も推奨して

いるところですが、既に冊子になっていますので、今後、修正や追加などされる場合は、御留意いただきたいと思います。

#### 高校教育課審議員

ありがとうございます。しっかり反映させていきたいと思います。

#### 教育長

他はよろしいですか。

- 報告（3） 熊本県立八代中学校における国際バカロレア（IB）MYP候補校の認定について

#### 高校教育課審議員

報告（3）「熊本県立八代中学校における国際バカロレア（IB）MYP候補校の認定について」御報告します。

県教育委員会では、グローバル人材を育成するため、令和3年度（2021年度）より、県立八代中学校・八代高校に国際的な教育プログラムである国際バカロレア（IB）の導入を進めています。具体的には、11歳から16歳までを対象とするミドル・イヤーズ・プログラム（MYP）を八代中学校に、16歳から19歳までを対象とするディプロマ・プログラム（DP）を八代高校に導入することを目指して取り組んでいます。IB認定校に最終的になるには、「関心校」から「候補校」、そして「認定校」になるステップがあります。八代中学校が、その「候補校」になりました。

今般、八代中学校が国際バカロレア「MYP候補校」に認定されましたが、令和6年度（2024年度）から、八代中学校の1年生を対象に、MYPの試行が開始されます。併せて、八代高校へのDPの導入に向け、引き続き取り組んでいきます。

MYP・DPに認定されることになると、九州の公立校では初となります。これは、令和3年（2021年）3月の県立高等学校あり方検討会提言にある「魅力ある学校づくりに向けた14の取組」のうちの1つということで取り組んでいます。

今後も引き続き、計画どおりに進むよう取り組んでいきます。高校については、令和9年度（2027年度）にDP導入を目指しているところです。

報告は、以上です。

#### 教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

#### 木之内委員

DP導入には3年かかるということですか。

#### 高校教育課審議員

予定では、令和9年度（2027年度）にDP導入としており、八代中学校1年生が令和6年度～8年度にMYPで学んだ後、DPに1期生が入るといったスケジュールを進めています。八代高校では、令和9年度（2027年度）DP開始を目指して取り組んでいるところです。

#### 西山委員

八代高校のDP導入は、高校の魅力化ということで非常に良いと思います。

一方、中学校のMYPからの連携という部分で、八代中学校にいた人はMYPを勉強して高校のDPに入られますが、八代高校には八代中学以外の新生が入られると思います。MYPでの学習経験の有無について、問題はないですか。

## 高校教育課審議員

おっしゃるとおり、八代高校には高進生という形で入学する生徒もいます。

国際バカロレアの学習というのはかなり特別なものがあり、理想的には、MYPから取り組んだ生徒がDPで学ぶ主体になると思います。ただし、高進生が入学して「DPからやりたい」という生徒の門戸を閉ざさないように選定ができるよう検討しているところです。

## 教育長

入試制度との関係はどうか。現在の前期選抜・後期選抜を一本化すると思いますが、特色選抜になるということですか。どのようになりますか。

## 高校教育課審議員

中進生は選抜なしでそのまま進学しますので、高進生は一本化した高校入試制度で入ることになります。

## 西山委員

先ほど「門戸を開く」という話がありましたので、是非お願いしたいと思いますが、門戸を開くことができないと、逆に魅力化ではなくなってしまうと思います。例えば、八代中学校に生徒が100人いるとすれば、高校で400人とすると、300人がMYPを受けていないことになります。MYPを受けていないとなかなかDPに進めないとなると、だんだん敬遠されて、逆に弊害になるといけないと思います。先ほどおっしゃった「DPから入っても大丈夫だ」というのは広く告知しないといけないと思います。生徒に「自分はMYPを受けていないから八代高校は難しいのではないか」と思われるのは良くないと思いますので、よろしくをお願いします。

## 高校教育課審議員

「いきなりDPから始めるのはハードルが高い」というのが、IB導入校から聞いた課題でした。本県では、MYPで学んで、DPで学ぶことを理想形としています。いまのところDP生は、20名程度になると見込んでいます。

## 西山委員

八代高校生全員がDPを学ぶというわけではないということで納得しました。

## 教育長

他はよろしいですか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

## 教育長

ありがとうございました。  
引き続き、よろしくお願いします。

## 6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和6年（2024年）4月9日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

## 7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午後1時20分。